

◆乳幼児 ◆心身障がい児(者) ◆ひとり親家庭などの児童 福祉医療費の申請を忘れずに

障がい福祉課福祉医療担当
☎(866)2093 ファクス(863)6362
http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/

右表に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付されます。診療を受ける際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は毎年8月1日から翌年7月31日までを「1年度」としています。平成22年度(平成22年8月1日～23年7月31日)の受給者証を交付するときは平成22年度(21年中)の所得を確認します。

これまで申請していなかったかたや、以前、所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成22年度(21年中)の所得の減少や、扶養人数の増加がある場合は、申請月から交付される場合があります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。



乳幼児(2歳以上)の通院助成の所得制限

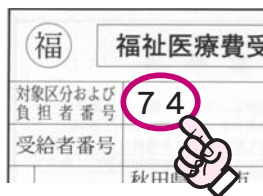
平成22年度総所得額(※)から各種控除額(右下の表①)を控除した額が表②の基準額を超える場合は助成制度に該当しません。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

※平成22年度総所得額

- サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
- 上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

◆ひとり親家庭で乳幼児受給者証をお持ちのかた

ひとり親家庭のかたで乳幼児制度の受給者証(「対象区分および負担者番号」の上2ケタが「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。なお、所得の基準額は右下の表②と異なりますので、障がい福祉課へお問い合わせください。



◆健康保険が変わったかたは福祉医療の手続きも

加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、下記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。また、任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

福祉医療の申請・変更手続きはこちらで…障がい福祉課(福祉棟1階)、土崎支所(新規申請は乳幼児のみ)、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺市民センター、雄和市民センター

対象者	該当要件
乳幼児	0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 0・1歳児 全員に入院・通院の医療費を助成します(所得確認があります) 2歳以上児 通院…所得制限があります(→下の表②) 入院…全員に助成します 所得制限を超えたため受給者証がないお子さんが入院する場合は、保険証と印鑑を持って、その都度申請してください。 なお、平成22年度の市区町村民税が秋田市以外で課税されているかた(平成22年1月1日現在、秋田市以外に住んでいたかた)は課税している市区町村が発行する「平成22年度所得証明書(平成21年中の所得)」が必要です。 ★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたは自己負担分の半額を支払っていただきます。ただし、1か所の医療機関(通院と入院はそれぞれ)・調剤薬局で支払う額はそれぞれ月額1,000円までです。
	下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *お子さんが就職などで社会保険本人(※)になると該当しません。 *所得制限があります。
重度心身障がい児(者)	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちのかた *社会保険本人(※)は所得制限があります。
高齢身体障がい者	65歳以上で、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた *社会保険本人(※)は該当しません。 *所得制限があります。

※社会保険本人＝国民健康保険(秋田市国民健康保険、国民健康保険組合)、後期高齢者医療以外の健康保険に加入している被保険者。

①各種控除額

種類	控除額
社会保険料控除	一律80,000円
医療費控除	
雑損控除	市・県民税の控除額と同額
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除	1人につき一律270,000円
障害者扶養控除	
特別障害者控除	1人につき一律400,000円
特別障害者扶養控除	
老人扶養控除	1人につき一律100,000円
老人配偶者控除	
特定扶養親族扶養控除	1人につき一律150,000円
寡婦(夫)控除	1人につき一律270,000円
寡婦特別控除	1人につき一律350,000円
勤労学生控除	1人につき一律270,000円

②2歳以上児の通院助成制度の所得基準額

扶養人数	所得基準額	*扶養人数が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。
0人	267万2,000円	
1人	305万2,000円	
2人	343万2,000円	
3人	381万2,000円	

*乳幼児以外の所得制限・各種控除は、障がい福祉課へお問い合わせください。

福祉医療制度の①各種控除額の表と②所得基準額の表(乳幼児通院助成関係)